

不動産賃貸借トラブル解決のための・・・

法有相談会

国土交通省「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」

東京司法書士会調停センターは、ADR(裁判以外の解決方法)による問題解決に取り組んでいます。その一環として今回不動産賃貸借トラブルでお悩みの方を対象に、無料相談会を開催いたします。土地、アパートやマンションなどの賃貸借トラブルでお悩みの方は、この機会にぜひお出かけください。

日にち

平成25年1月8日(火)~3月14日(木) までの毎週火曜日と木曜日

場所

司法書士会館 (毎週火曜日) 墨田総合相談センター (毎週木曜日)

予約は 03-3353-9205へ

相談時間のお問い合せ、予約は月曜日〜金曜日 午前9時〜正午、午後1時〜5時 (祝日は除く) 事前 予約制

"すてっき"は東京司法書士会調停センターの愛称です。



東京司法書士会調停センター

認証番号 第22号 認証年月日 平成20年12月10日 当センターは、法務大臣の認証を取得した機関です。

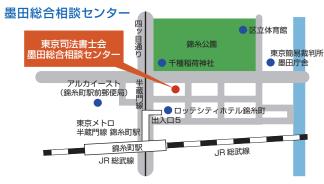
東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

お問い合せは、

TEL: 03-3353-8844^



〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館
アクセス JR中央線・総武線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ南北線「四ッ谷駅」徒歩5分



〒130-0013 東京都墨田区錦糸4-14-4KOKUBOビル1階 アクセス JR総武線錦糸町駅 北口 徒歩2分 東京メトロ半蔵門線「錦糸町駅」 5番出口 徒歩1分

ADRとは

🗛 Iternative (他の方法、代わるもの)

Dispute (口論、けんか)

Resolution(解決、解消)